

平成27年度南大隅町議会定例会12月会議 会議録(第2号)

招集年月日 平成27年4月9日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成27年4月9日 午前10時00分

開 議 平成27年12月22日 午前10時00分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	12番 川原 拓郎 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	13番 大村 明雄 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし
出席議員 全員
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	尾辻 正美 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	浜川 和弘 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	畦地 耕一郎 君
総務課長	石畑 博 君	建設課長	石走 和人 君
支所長	田中 明郎 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
会計管理者	花里 友二 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
企画観光課長	竹野 洋一 君	総務課主幹	中之浦 伸一 君
介護福祉課長	水流 祥雅 君	総務課財政係長	上之原 智 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 持留 明広 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (12番) 川原 拓郎 君 (1番) 浪瀬 敦朗 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成27年12月22日 午前11時5分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。

- ▼ 日程第 1 認定第 1 号 平成 26 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 2 認定第 2 号 平成 26 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 3 認定第 3 号 平成 26 年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 4 認定第 4 号 平成 26 年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 5 認定第 5 号 平成 26 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 6 認定第 6 号 平成 26 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 7 認定第 7 号 平成 26 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 8 認定第 8 号 平成 26 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 1 認定第 1 号 平成 26 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 8 認定第 8 号 平成 26 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上 8 件を一括議題とします。

これから、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔 決算審査特別委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

決算審査特別委員長（松元勇治君）

決算審査特別委員会に付託されました、認定第 1 号 平成 26 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第 8 号 平成 26 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件の、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会では、9 月 28 日、日程や審査の方針等を決め、10 月 2 日から 29 日まで現地調査を含め、実質 7 日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査いたしました。

歳入審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算書と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」に沿った執行がなされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内にあり、経常収支比率についても前年度より増加しているものの、健全化が図られているものと判断できる。

しかし、自主財源や地方交付税の減少、社会保障費などの増加を考慮すると厳しい財政運営を必要とされることは否定できません。

今後も適正な財政管理を行い、健全財政確保のため、経常経費の削減など節度ある財政運営と質の高い行政サービスが供給できるよう、なお一層努力していただきたい。

特別会計においては、多額の繰り入れになっている状況は否めないが、目的に沿った事業の執行で成果を収めていると認められた。

町税は貴重な自主財源となっているので、今後も滞納整理システムや町税等債権回収対策プロジェクトチームの活用など、全庁、一丸となって積極的な徴収に努められるよう求めます。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

農業委員会では、農地の貸借で利用権設定と中間管理機構の取り扱いで不均衡が生じている。対象者への指導方法や打開策についての質疑に。新規の土地は中間管理機構を通した方が有利と考える。相続の終了など管理事業として使えるか調査しながら対応している。機構集積協力金や地域集積協力金の対象区分を見極めるため、地区を設定し調査を進めている回答がされました。

経済課関係で、鳥獣害においては年々被害が増加し、農産物への被害影響が大きくなっている。被害対策実施隊員や猟友会の役割が重要と考えられるので、隊員数の検討や制度の周知・広報活動に務め、制度の機能が十分に発揮できるように努力されるよう要望されました。

青年就農給付金においては4・5名の対象者で取組まれているが、対象者を増やす施策と努力が必要になってくると考えられる。新たな支援制度が進められるなか、対象者が増えてこない状況がある。制度への基準を満たすため指導を進めながら、認定農業者や意欲のある農家を増やしていくのが私達また経済課の使命と思える。ハードルの見直しや移住者の受入れや新規就農しやすい環境整備に努めるよう要望されました。

肉の消費拡大運動、肉の感謝祭の開催目的、成果及び地元肥育農家への支援状況についての質疑に。家畜伝染病、口蹄疫などで肉の消費低迷をしたことで、肉の消費拡大を目的に町内外から参加を頂いている。町内産の美味しい肉を食べていただく事で、畜産農家への恩恵も出てくると考えられる。今後も継続的に進めながら、地元産食肉のPR方法も考えて頂きたいとの回答がされました。

志布志市においては、鳥獣の捕獲量が増えて被害額が減少している。指示書の取扱いが要因と思える。本町でも同様な取組は出来ないかの質疑に。町、単独で猟友会に指示書を出す事も含め検討する必要があると考えている。農産物や鳥獣の形態に違いはあるが、対策の為には個体数の調整が一番と思う。電気柵についても自己負担軽減のため補助率の改正を行っている。耕作放棄地を増やさないため、鳥獣害軽減の為にも色々な方策を検討したいと回答されました。

農業振興ビジョン策定については、26年度から2年間計画で進められ、就業者の減少と高齢化への対応、付加価値をつけた農産物の販売、情報提供・発信の効果的な実施など課題が挙げられてきている。それらの課題をクリアにするためのビジョンが必要と考えら

れる。これまでの結果・成果を踏まえ、本町の農業振興に根ざしたビジョンを作り上げてほしいとの要望がされました。

肉用牛素牛導入基金残高5千7百万円の要因と今後の見通しについての質疑に。26年度においては、貸付が17頭、償還が約170頭と利用が少ない状況が発生している。子牛の市場が高く自家保留を進めても保留意欲に繋がらない状況となっている。この制度を活かし良い素牛を残してほしいと考えている。今後、素牛の減少や牛の高齢化に繋がり商品の価値の低迷が懸念されるため、基金の活用をはじめ優良な素牛導入の対策を進めたいとの回答がされました。

佐多支所関係で、歯科診療所における指定管理委託料については、医師確保に困難な状況を考慮し、赤字補填を目的とした取扱いがなされているが、長期診療休止の場合などにおいては、予め契約に盛り込んだ運用が必要があると考えられるため、今後検討していただきたいとの要望がされました。

町民保健課関係で、各種検診事業で検診や精密検査の受診の結果、異常もなく健康を喜ばれる声を耳にする。これらの声や受診結果の統計による事例紹介や受診勧奨など、広報活動の手段として活用する取組が検討されるよう要望がされました。

健康増進事業における訪問事業の増加の要因と自己負担金軽減措置による受診率向上の取組についての質疑に。訪問指導の増加は管理栄養士の増員など体制整備によるもので、自己負担軽減による受診率の向上取扱いについては、今後の近隣の動向を含め検討を行うとの回答がされました。

温泉保養助成については、ねじめ温泉ネッピー館での運用がなされているが、公的な施設など浴場利用について、利用者の健康増進や負担の軽減を図るため、同様な制度の創設・運用はできないか検討されるよう要望がされました。

不妊治療助成事業の実績のない状況が報告されたが、制度そのものを知らず利用されないことが考えられるので、制度の広報活動に徹底され、出生率の向上にむけ対象者が利用しやすい環境づくりに努めていただくよう要望がされました。

健康づくりマイレージ事業の事業効果や広報活動についての質疑に。検診の受診率は向上しており登録者も千人を超えるなど、結果報告会や健康相談にもよく足を運んで頂けると判断している。反面、制度を知らない方もいるので広報活動を徹底し、機会あるたびに周知を務め、参加の増加に取組みたいとの回答がされました。

税務課関係では、納税における町民への不公平が生じないための徴収を目指して欲しい。過去、県内でも上位の高い徴収率を上げた経緯を持っている。プロジェクトチームや色々な手段をもって、それらを目標とされ徴収業務に努力されるよう要望がされました。

固定資産税の滞納においては高額なものもある。今後の徴収業務の取組についての質疑に。相続者が引き継がないケースが多くみえてくることが心配される。地籍調査でも相続の関係がネックになっている。今、空き家に係る法律改正が進められている。今後、国の動向を見ながら進めたい。また、空き家登録による定住促進と家賃収入による税収対策を進めたいとの回答がされました。

介護福祉課関係で、重度障害者タクシー料金助成事業の利用実績の低迷における事業効果についての質疑に。指摘・懸念事項と捉え、利用者の利便を図るため利用券一括交付の取り扱いに変更してきている。制度の浸透を図るため周知・広報活動に務めたい。また、高齢者や免許返納者までを対象にしている市町村もあるため、今後検討したいとの回答がされました。

緊急通報サポート事業の認定基準の取り扱いの状況についての質疑に。居宅介護支援事業

や民生委員等が病弱でサポートの必要な高齢者等を把握し、ケア会議で審査決定する方法で進めている。独居高齢者に対して効果の高い制度と認識しており、利用基準を設けながら進めているが、利用者の増加・拡大に向けた検討も進めたいとの回答がされました。

企画観光課の関係で、ふるさと納税寄附金については365万円の決算額となっている。寄附金の謝礼としてグレードアップしたお礼品の取組を伺うが、本町の今後の取組についての質疑に。例年、経済課のふるさと宅配便を利用し12月初旬にお礼として発送している。納税への感謝を込めた商品の意味合いを含め、金額や発送品目の見直しなど、経済課・関係機関との調整しながら検討を進めたいとの回答がされました。

地域おこし協力隊においては雇用と起業が2通りに区分されるものと考えられる。特別委員会調査でも、町で事業を興したい、また、自分を使ってもらいたいなど、色んな部署で地域に根差した仕事に従事する隊員の活気に満ちた姿が確認できた。地方創生事業の推進や定住、地元根付き、起業や事業参入など希望する隊員の受入れを積極的に進められるよう要望がされました。

佐多岬観光における大泊入口周辺整備やハマグリ養殖跡地をどのように考えるかの質疑に。概ね2～3年で岬開発が進み、進捗状況に合わせ何が必要か県と協議しながら進める必要があると考えられる。岬ホテル・小学校跡地の利用と併せて進めたい。企業推進など地域住民に迷惑にならない施策を検討していきたいとの回答がされました。

婚活事業の推進については、南大隅町魁や肝属4町合同取組が実施され、カップルの成立も何組かあると報告を受けたが、本町の一大イベントであるドラゴンボートの同時開催や農業の収穫時期に合わせた体験農業婚活など、我が町でしか出来ない婚活事業の必要性を感じるので、農商工連携を含め取組の検討を進められるよう要望がされました。

隅くじら元気市の事業では、出荷協議会・なんたん市場・行政などがタイアップした取組で、本町のアピールや農林水産物の販売など良い結果が出ている。今後の、販売実績に伴う産業振興や特産品開発につなげる分析や観光振興と連動した取組が必要と考えられる。特産品の開発など組織体制の推進においては、観光協会の役割が重要と考えられるため、協会組織の育成を積極的に進められるよう要望されました。

県から佐多岬等観光振興交付金1億6百万円の活用方法についての質疑に。県の補助金交付要件に佐多岬等観光に資する事業に使うことの目的が示されており、観光に資する事業であればソフト・ハードでも使用可能である。計画や実施は報告しており、概ね10年を目処に運用を考えていると回答されました。

観光施設に係る指定管理の委託契約の進め方についての質疑に。更新の時期が近づいているのがネッピー館含め5施設がある。現在、指定管理者選定委員会で検討を頂いている。経営状況等の調査を随時行っているが、早急に方向を示していかなければならないと考えている。今後、委員会の検討の結果にもとづき、議会にお諮りしながら業務を進めたいと回答がされました。

施政方針の2つの重点項目、観光・福祉について、26年度の取組における成果についての質疑に。概ねうまくいったと思っており、効果が表れるのが2年後と考えている。長期的な見地で効果のあったものと無かったものと区別し、見直す事も反省材料として考えている。今後まだまだ推進していく必要があり、地方創生の新規事業の効果・広報・周知の部分が事業の成功に掛かってくると思っている。今後、積極的な事業を展開したいとの回答がされました。

教育振興課関係では、南大隅高校存続に向けた学科再編等については、再編後の期間が浅いため、新たな再編は厳しい状況が考えられる。今後、国体開催における自転車競技の

位置づけなどを含め再編の方向性を見出し、早い段階での要請・要望活動に努力されるよう要望されました。

スクールカウンセラー配置事業においては、必要とする事態があればフルに活用しカウンセリングを行うべきである。子供達にトラブルが起きない状況を作る義務があるので、事業見直しなど町独自の取組みを積極的に進められるよう要望されました。

町体育協会運営事業補助金における繰越金の取扱いについて、会計年度独立の基本的な財政の運用からすれば不適切な事務処理と考えられる。団体指導含め連携を密にした事務処理を進め、各年度における精算業務に徹底されるよう指摘がされました。

町民運動会におけるトイレの施設の老朽化や洋式トイレの整備、女子トイレの不足解消についての質疑に。28年度に向け施設改修や設置数など検討を進めたいとの回答がされました。

B&Gセンター艇庫における今後の取組についての質疑に。子供達の体験交流による健全な青少年の育成を図るため、カヌー教室や修学旅行・ツーリズムなど観光と一体となった取組を進めたい。関係部署と連携しながら計画を作り上げ事業を展開したいとの回答がされました。

横ビュー高原ふれあい館の利用促進については、学生やキャンプでの利用が増えた状況があるが、近隣では肝付町における合宿等の受け入れが多くみられ、町歩きにおける天体観測の意見など、アイデアや売り込み次第では利用が増えると考えられるため、利用促進にむけ努力されるよう要望されました。

総務課関係では、経常収支比率については若干増加がみられるものの、19・20年度の99%から、近年は83%前後と健全な状況が見られる。今後も公債費比率など併せ、ゆとりあるバランスの取れた財政運用に取組まれるよう要望がされました。

チャレンジ創生補助事業の取組については、各地区の敬老会やイベント等で活用されているが十分とはいえない。事業効果を図るため広報による周知を進めることが確認される。5年間の継続事業でもあり、来年度以降、校区や団体等での活用や利用しやすい内容など、事業の見直しを含め検討されるよう要望されました。

消防団員数や消防活動が十分にできない団員についての質疑に。現在の団員は定数300名に対し290名が在籍している。生活環境や町外居住を理由として活動を十分にできない団員については、各分団長の指示により、ここ1・2年で退団などの指導を行い、適正な消防団運営に務めているとの回答がされました。

建設課関係については、林業費の賃金と工事請負費の執行率100%の経緯についての質疑に。賃金については、除草作業の距離・区間を決め、予算一杯で従事していただいた結果となっている。工事請負費においては、県より交付決定を頂いた林道の法面安全対策改良事業で、法面保護のエリアを広げるため執行残活用の100%となった結果の回答がされました。

会計課については、基金運用における国債購入の運用益における利子及び配当金処理の必要において検討し、改善の必要があれば対応したいとの回答がされました。

国債運用で2千5百万円程度の運用益・利息が発生し、対前年度比約8.6倍の利益が発生している。今後の運用計画についての質疑に。次年的な購入を目指しており、27年度に8億円程度、28年度は20億円程度の運用ができたかと考えている。財務と協議しながら進めたいとの回答がされました。

国民健康保険事業特別会計について、保険税においては軽減課税の運用がされているなか、以前として滞納額が発生している現状をどのように捉えられているかの質疑に。保険

税だけでなく国、県を含め多種方面で滞納が見られる。離職などによる額の大きい滞納者が発生していると考えられる。滞納世帯ごとの分析や対応の工夫と個々の納税意欲の改善を図りながら徴収業務を進めることの回答がされました。

決算額で14億を切ることは、ここ10年間で一番低い水準で国保会計がスムーズに運営されたことが伺える。これらの状況や要因などの分析についての質疑に。前年度比較で保険給付費が減ったことによりこの状況が発生している。医療費の変動などまだまだ不確定な要素はあるが、状況を見極めながら予算の執行を進めたいとの回答がされました。

簡易水道事業特別会計について、佐多中央地区総合事業工事における増額変更についての質疑に。当初、識別できなかった岩盤に対応する施工増による変更と、国庫事業による執行残なしの指示があったため、距離を延ばした施工を行ったことによるとの回答がされました。

水道使用料の徴収率については努力の跡が見受けられるが、滞納繰越分における徴収実績と不納欠損処分についての質疑に。滞納分については、本年度約37万4千円の徴収となっている。催告業務や誓約書の徴収など理解を求めてきているが完納に至っていない。給水停止も進めているなか、行方、所在不明などで不納欠損処分の該当者も出てきているとの回答がされました。

診療所事業特別会計においては、一般会計から繰入金で年度途中で増額され、特会と一般会計の区別がつかない状況も伺える。今後の計画についての質疑に。設計委託や備品購入など、年度途中に取扱ためこういう結果となった。27年度事業については、国・県の補助事業を活用しながら進めているとの回答がされました。

介護保険事業については、基金取り崩し運用や団塊世代の加入・利用を想定すると相当な財源の必要が予想される。今後の展開についての質疑に。保険料の値上げも懸念されるが、まず予防に一番力を入れるべきと思う。一般会計対応による予防事業の展開など多種の方法で取組みたいと考える。予防型小規模多機能施設、NPO等も育てているので、大いに活用しながら、町内各地域で予防事業を進めたいとの回答がされました。

下水道事業について、機能強化対策事業に係る工事請負費246万円の増額変更契約についての質疑に。27年度の事業計画分の前倒しで取組んだ結果となっている。機器導入が主な変更内容となっているとの回答がありました。

後期高齢者医療事業特別会計においては、保険料滞納分が増加している。その要因についての質疑に。大口の滞納者が2名で、保険料が大きいと滞納額の増加に至っている。本年は、対象者の死亡や生活保護受給者になられたため、27年度後期以降、滞納額は増えていないと考えている。今後も、効率的な徴収業務を進め、収入未済額の減少に務めたいとの回答がされました。

以上、全体的な議会の議決したその目的に沿って執行され、成果を収めているとの判断しました。

決算認定は、町の行政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき後年度の予算や行政執行に生かされるべきものであります。

地域の特性や資源を活かした取組など、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感できる戦略が求められます。南大隅町が目指す「子や孫と一緒に暮らせる町づくり」を実現する為、各種施策を展開され一層弛まぬ努力を強く期待します。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、
認定第1号 平成26年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から

認定第8号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

尚、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討するとされた事案については速やかに対応を期待します。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成26年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成26年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、認定第1号 平成26年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

認定第2号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上7件、一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、認定第2号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、認定第2号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第3号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、認定第3号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

▼ 日程第 9 議案第 31号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）について

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第31号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提案理由については、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

老人福祉費の中のその高齢者いきがい活動促進事業ですが、これは委託先は個人でしょうか。団体でしょうか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

介護福祉課長（水流祥雅君）

委託先は、団体を予定しております。以上です。

7番（水谷俊一君）

委託先が団体ということであれば、本予算は団体設立後に執行されるということなので、よろしいでしょうか。

介護福祉課長（水流祥雅君）

ただいまのご質問でございますが、当初はNPO設立の初動設備支援ということで国の方へは協立を出して一応承認いただいております。現在、登記手続きに入ろうと思っております。

ますが、このおっしゃる登記準備に入るこれを持って承認いただけるかどうかの今確認は、県を通じて行っております。ただし、本来の実施法といたしましては、ボランティア団体もしくは、NPO 法人との設立、準備とされていますので、このいずれにも属しているとは判断しております。

7 番（水谷俊一君）

基本的に、その補助金の支払先が個人名義の通帳に振り込まれるとか、支払いされるということになるのか。団体に支払いされるということになるのかということになると思います。団体に出すか。個人に出すか。団体ということによろしいですね。

介護福祉課長（水流祥雅君）

団体でございます。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 31 号 平成 27 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）について採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 31 号 平成 27 年度南大隅町一般会計補正予算（第 9 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第10 議案第32号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(大村明雄君)

日程第10 議案第32号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由について補足説明はありませんか。

町長(森田俊彦君)

ありません。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第32号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由について、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 3 3 号 平成 2 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 3 号 平成 2 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

議長 (大村明雄君)

日程第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを議題とします。

提案理由については、補足説明はありませんか。

町長 (森田俊彦君)

ありません。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第 3 4 号 平成 2 7 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号 平成 2 7 年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 1 3 議案第 3 5 号 請負契約(27 災第 218 号道路災害復旧工事(梶南川内線))
の締結について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第 1 3 議案第 3 5 号 請負契約(27 災第 218 号道路災害復旧工事(梶南川内線))
の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 3 5 号は、請負契約（27 災第 218 号道路災害復旧工事（梶南川内線））の締結に
ついて議決を求める件についてであります。本案は同請負契約の締結につき、南大隅町議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議
決を求めるものであります。

- 1 工事名は、27 災第 218 号道路災害復旧工事（梶南川内線）
- 2 工事場所は、南大隅町根占川南地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約金額は、5 千 4 百万円
- 5 契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3 3 1 6 番地
株式会社 瀬戸山組 代表取締役 福谷俊哉でございます。
よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 3 5 号 請負契約（27 災第 218 号道路災害復旧工事（梶南川内線））
の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 請負契約（27 災第 218 号道路災害復旧工事（梶南川内線））の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第36号 請負契約（平成27年度林道災害復旧事業根占中央線（1号箇所））の締結について議決を求める件について

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第36号 請負契約（平成27年度林道災害復旧事業根占中央線（1号箇所））の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第36号は請負契約（平成27年度林道災害復旧事業根占中央線（1号箇所））の締結について議決を求める件についてであります。

本案は同請負契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものであります。

- 1 工事名は、平成27年度林道災害復旧事業根占中央線（1号箇所）
- 2 工事場所は、南大隅町根占横別府地内
- 3 契約の方法は、指名競争入札
- 4 契約の金額は、7千160万4千円
- 5 契約の相手方は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南3111番地

株式会社百次建設 代表取締役 東和朗 でございます。よろしくご審議・ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号 請負契約（平成27年度林道災害復旧事業根占中央線（1号箇所））の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 請負契約（平成27年度林道災害復旧事業根占中央線（1号箇所））の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第15 議案第37号 南大隅町立へき地出張診療所条例の一部を改正する条例制定の件について

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第37号 南大隅町立へき地出張診療所条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第37号は、南大隅町立へき地出張診療所条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、佐多保健センター改修工事の完了に伴いまして、佐多診療所の位置を佐多伊座敷3846番地に改正するものであります。

よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 37 号 南大隅町立へき地出張診療所条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 37 号 南大隅町立へき地出張診療所条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 16 議案第 38 号 平成 27 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 16 議案第 38 号 平成 27 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 38 号は、平成 27 年度南大隅町一般会計補正予算第 10 号についてであります。本案は規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 千 1 2 9 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 9 億 2 千 2 6 万 6 千円とするものであります。第 1 表 歳入歳出予算では、歳出予算に南大隅高等学校寮整備のための工事請負費及び、家屋購入費等の啓示を行い、歳入予算では、主要の財源とし町有施設整備基金繰入金及び町債の計上を行うものであります。また、第 2 表 債務負担行為補正において、南大隅高等学校寮敷地借上料を追加、第 3 表 地方債補正において合併特例事業の変更を行っております。詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議ご決定くだ

さいますよう、お願いいたします。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第38号一般会計補正予算第10号について御説明いたします。まず、1ページでございます。議案第38号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算 第10号、平成27年度南大隅町の一般会計補正予算 第10号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4千1百29万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、79億2千とび26万6千円とする。 2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお願い致します。

第2表 債務負担行為補正 今回、南大隅高等学校寮敷地借上料、限度額180万円の追加をお願いするものでございます。

続いて下段の第3表 地方債補正であります。南大隅高等学校寮整備のために限度額変更をお願いするものです。合併特例事業の補正前限度額1億7千9百80万円を、2億1千7百50万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号 平成27年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号 平成 27 年度南大隅町一般会計補正予算（第 10 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 17 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第 17 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 123 条の規定による議員の派遣については、お手元に配布のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定することにいたしました。

▼ 日程第 18 委員会の調査報告の件

日程第 18 委員会の調査報告をお願いします。

総務民生常任委員会 委員長の報告を求めます。

〔 総務民生常任委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

総務民生常任委員会（委員長持留秋男君）

総務民生常任委員会では、去る、12 月 15・16 日に、鶴御崎燈台施設及び飢肥城跡における観光振興の取組について所管事務調査を実施しましたので、その結果について報告いたします。

鶴御崎は大分県の東部に位置し、旧鶴見町、平成の大合併により平成 17 年に佐伯市として、九州最東端に位置する燈台を有する観光地となっていました。

昭和 57 年まで、道路が未整備で船舶による交通手段が各集落や大分市などを繋ぐ足となっていました。昭和 57 年に道路が整備され、佐伯市内から車で約 40 分のところに鶴御崎燈台が設置されていました。

鶴御崎半島入り口から、佐伯市観光協会、旧鶴見町出身ボランティアガイドの案内を受けた車上 40 分のガイドでは、道路の整備の経緯や地域産業・鳥獣害の被害、観光の取組な

どの案内を受け、海岸線に続く長く同じような光景に、如何にお客様を飽きさせないための案内談話に絶賛しました。

ガイドの案内に飽きることなく、ほどなく鶴御崎燈台に到着。豊後水道や太平洋を望み、多くの漁船や釣り船・商船が行きかう光景が目当たりでできる絶景が望めました。

飫肥城跡は宮崎県日南市の中央部に位置し、天正15年(1587年)伊東祐兵氏が豊臣秀吉から与えられた280年余り納めた領地、本丸は無いものの武家屋敷が再建されるなど城下町が形成されていました。

年間、約17万人の観光客が訪れる観光の拠点施設であり、600円の入場料にて施設の維持管理や指定管理業務に活用されていました。

また、40名によるボランティアガイドが組織され、城跡の案内ガイドが運営されていました。

鶴御崎、飫肥城跡、双方とも、繰り出される質問に次々と答えながら、説明を加えてゆく。まさに、ガイドは宝であり、おもてなしなど観光の取組みでは魅力あるコンテンツのひとつであることが実感できる次第です。

また、ボランティアガイドがわが町の観光産業の一翼を担うことを確信できた調査となりました。

今後、佐多岬や雄川の滝など観光基盤の開発と整備が進められる中、観光案内・おもてなしの一端を担っていただく、ボランティアガイドの育成と活動の展開に努めながら、観光事業の更なる発展を期待しまして、総務民生常任委員会の所管事務調査の報告と致します。

議長（大村明雄君）

お諮りします。

ただいま議決されました、議案の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

平成27年、南大隅町議会定例会12月会議を閉会されるにあたり、一言お礼申し上げます。

12月8日から、本日会議まで15日間の日程でありましたが、単行議案、条例の改正をはじめ、一般会計補正予算、特別会計の各議案、また「平成26年度の歳入歳出決算」の認定について、お願い致しました全ての議案を、原案どおり可決いただき、誠にありがと

うございました。

一般質問につきましては、今回 川原議員から高齢独居世帯への対応や婚活事業への提言、松元議員からは、鳥獣害対策、広域観光連携を目指した海上交通のあり方、また大久保議員からは基幹産業であります農業振興策の進め方や、河川改修の進捗度、水谷議員からは乗合タクシーの拡充、地域再生に係る活力策等、4名の議員よりご質問を頂き本町の今後における振興策が議論されたところで御座います。

いずれにしましても、今後の5年間は地方創生総合戦略に係る町の取り組み姿勢が問われて参りますので、賜りましたご意見を町政に十分に反映させるべく政策を進めて参る所存であります。

10年前1万432人の人口が、本年10月23日に8000人を割りました。10年前予測よりは減少率も鈍化致しておりますが、人口ビジョンにおいては、10年後目標を7000人ととどめるべく策略を、実行力のある計画として策定して参ります。

現在 平成28年度予算案の策定中ではありますが、今後も引き続き収支バランスの取れた財政の効率的な安定運用を図り、多くの政策提言を賜わりながら積極的な予算編成に努め、直面する困難な課題には積極的に取り組み、地域特性を反映させ、地域資源を活かした政策立案に努め、自治会の活性化を支援し、町民が安心して暮らせる、豊かな環境を作り、町民に感謝される個性あふれる多様な施策実現に向けて、誠実な町政運営に努めてまいりたいと考えます。

最後になりますが、議員各位が益々ご健勝で、よいお年をお迎え頂き、引き続き本町発展のためご指導、ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、平成27年12月会議 終了のお礼といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、平成27年度南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散会 : 平成27年12月22日 午前11時5分